

光市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度定期監査指摘事項に対する改善措置を別紙のとおり公表する。

平成23年6月22日

光市監査委員 山本武男

同 中村賢道



光 総 第 8 0 号

平成 2 3 年 6 月 1 7 日

光市監査委員 山 本 武 男 様

光市監査委員 中 村 賢 道 様

光市長 市 川 熙

平成 2 2 年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

平成 2 3 年 5 月 1 7 日付け光監委第 1 6 号で報告のありました標記のことにつ  
きまして、別紙のとおり通知します。

## 平成22年度定期監査に基づく是正、改善等の措置について

平成23年度から次のような改善等を実施します。

### 1 補助金について

#### (1) 交付決定について

決裁日と交付決定日の一致について、適切に処理するよう職員に通知、指導します。

#### (2) 事業内容について

補助対象経費に不明確な使途のある内容が含まれないよう、補助金の事業内容を十分確認し、適切な事務執行となるよう職員に通知、指導します。

#### (3) 事業確認について

補助金の事業内容に応じて、適切な時期に実績報告等により所要の確認を十分行い、適切な事務執行となるよう職員に通知、指導します。

#### (4) 決裁日について

起案文書の決裁日の記入について、事務手続きを適切に進めるよう職員に通知、指導します。